

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件新旧対照条文

○畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年8月29日農林水産省告示第1351号）		現 行	
（食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格）		（食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格）	
第3条 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格は、次のとおりとする。		第3条 食肉缶詰又は食肉瓶詰の規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
原 材 料	食品添加物以外の原材料	原 材 料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物		食品添加物
	<p>1 <u>しょうゆを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、L-グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン以外のものを使用していないこと。</u></p> <p>2 その他のものにあつては、<u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン以外のものを使用していないこと。</u></p>		<p>1 <u>しょうゆを使用した調味液とともに詰めたものにあつては、L-グルタミン酸ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム以外のものを使用していないこと。</u></p> <p>2 その他のものにあつては、使用していないこと。</p>
（略）	（略）	（略）	（略）
（ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格）		（ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格）	
第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。		第4条 ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰の規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
（略）	（略）	（略）	（略）
原 材 料	食品添加物以外の原材料	原 材 料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物		食品添加物
	<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 <u>加工でん粉</u> <u>アセチル化アジピン酸架橋デンプン、アセチル化リン酸架橋デンプン、アセチル化酸化デンプン、オクテニルコハク酸デンプンナトリウム、酢酸デンプン、酸化デンプン、ヒドロキシプロピルデンプン、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン、リン酸化デンプン及びリン酸架橋デンプン</u></p>		<p>次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。</p> <p>1～5 （略）</p>
（略）	（略）	（略）	（略）